

2019年6月26日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号  
マリモ地方創生リート投資法人  
代表者名 執行役員 北方 隆士  
(コード番号 3470)

資産運用会社名  
マリモ・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 北方 隆士  
問合せ先 財務管理部長 島田 勝博  
TEL:03-6205-4755

### 機関の運営に関する一般事務受託者の変更に関するお知らせ

マリモ地方創生リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、2019年6月26日に開催した本投資法人役員会において、投資信託及び投資法人に関する法律第117条第4号に規定する機関の運営に関する事務について、下記のとおり一般事務受託者の変更を決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の対象となる一般事務の内容

機関の運営に関する事務

投資法人の機関(役員会及び投資主総会をいいます。)の運営に関する事務(ただし、投資主総会関係書類の発送、議決権行使書面の受理、集計に関する事務を除きます。)

#### 2. 変更の内容

機関の運営に関する一般事務受託者の変更

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社

(変更後) マリモ・アセットマネジメント株式会社

#### 3. 変更の日程

契約締結日 2019年6月26日

業務開始予定日 2019年7月1日

#### 4. 変更理由

変更の対象となる機関の運営に関する一般事務は、資産の運用に関する業務との関連性が高く、両業務のより効率的な運営を図るべく本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)に対し、本件業務を委託することにしたものです。

本件業務に関しましては、2019年6月24日付「資産運用会社における金融商品取引法に基づく届出(兼業業務の届出)に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、資産運用会社は、金融商品取引法に基づき、金融庁に対し兼業業務の届出、登録申請書記載事項の変更届出及び業務内容又は方法の変更届出を行うことが求められており、本日当該届出を行っております。

以上